

令和6年度設計業務等標準積算基準書の制定について

1 改定スケジュール

- (1) 本県の「設計業務等標準積算基準書」は、原則として毎年度10月1日に制定
(国土交通省が4月1日に改定する積算基準を反映)
- (2) 令和6年度は、単価に係る以下の項目について早期適用
 - ① 地質調査業務の諸経費率(4月1日改定)

2 改定概要

- (1) 設計業務等標準歩掛
(地質)解析等調査業務の歩掛「計画準備」を制定。